

「(仮称) 鳴門市子ども条例素案及び同条例逐条解説素案」についての意見

募集に対する結果公表

1 募集結果

募集期間	令和4年12月19日(月)～令和5年1月23日(月)
意見等提出者数	32人
提出件数 (提出方法内訳)	38件 (直接持参 31通、郵便 0通、FAX 0通、Eメール 4通、 その他 3通(ロゴフォーム))
意見等の反映状況	A 意見等を計画等に反映するもの・・・・・・・・・・ 0件
	B 意見等が既に反映されているもの・・・・・・・・・・ 7件
	C 意見等を今後の参考とするもの・・・・・・・・・・ 24件
	D 意見等を反映する見込みのないもの・・・・・・・・・・ 7件

2 意見等の分類

項 目	件 数
(1) 条例全体に関する意見	3件
(2) 条例の記載文言に関する意見	4件
(3) 条例に記載されている取組等の内容に関する意見	15件
(4) その他具体的な課題及び取組に関する意見	16件

3 意見等と市の考え方

(1) 条例全体に関する意見と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	子どもを大切なものとして育てる施策を行なってほしい。	本条例では前文において、「子どもは、私たちの希望であり、一人ひとりが未来を担うかけがえのない存在であり・・・」と明記し、条例の目的を達成するために市が行う施策の基本的な方向性を第3章に記載しており、頂いたご意見の趣旨は含まれていると考えております。 本条例に基づき、様々な子育て支援策を推進してまいります。	B
2	子どもの視点目線にあわせて条例の制定を行ってほしい。	本条例では前文において、「子どもの最善の利益を第一に考えます。」と定めており、頂いたご意見の趣旨は含まれていると考えております。	B
3	子どもに関する条例を作ることは良いと思った。子どもの年齢、性、状態などに着目して作成していることは非常に良い。大切なことであると感じた。	本条例の内容にご賛同いただき、ありがとうございます。 本条例では国際連合の「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、前文において「人種、国籍、性、出身、考え方、心身の障がい等にかかわらず、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、自己肯定感や自尊心を損なうことなく、生まれながらにして持っている健やかに成長し、幸せに生きる権利が最大限尊重され」として、すべての子どもの基本的人権が尊重され、擁護されることを目指しております。	B

(2) 条例の記載文言に関する意見と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	前文に「大人が誘導しなければ、子どもは大人より純粋で、誠実、本質を理解できる存在である」ことを明確に理解できる文言を加える。また前文に「私たちは、子どもが生まれる前から大人になるまで誰一人取り残すことなく」とあるが、取り残すとは、差別感から発生している印象があるので「みんなにとって明るい未来を願い、自分の利益を第一に考えることで、幸運を望めば不運になり、裕福を狙えば貧乏になり、健康を気にすれば病気になり、そして希望	本条例は、鳴門市で、すべての子どもがいつも笑顔でいられるよう、そして、すべての保護者が子育てを楽しみ、子どもたちの未来のために、まちぐるみでお互いに助け合えることを目指して制定するものであり、「誰一人取り残すことなく」という表記に、ご指摘のような差別的な意図はありませんので、表記については案のとおりとさせていただきます。	D

	が強ければ絶望することを理解してもらおう努力をあきらめません」に変更して欲しい。		
2	「子どもの最善の利益」の「最善」とは誰にとってのどういうものかが分かりにくい。「子どもの最善の利益を第一に考えます」を「子どもの最善の利益とは、子どもたちが最善を考えることが社会全体の利益になり、ひいては子どもたちの利益になることと考えます」という主旨が伝わる文章に変更してほしい。 最善の利益とは、「能力や権力等の追求で自己の利益を最大にすることではなく、持てる力を活かし、かけがえのない人になること」と、条例に表記する。	逐条解説の前文の項目においても触れておりますが、「子どもの最善の利益」という表記については、子どもに関することを考える際は、大人側の都合や利益ではなく、子どもにとって最も善い選択をすることとしての趣旨で記載しております。条例で使用されている語句等の説明をするための逐条解説という位置づけですので、表記については案のとおりとさせていただきます。	D
3	「子どもの支援は社会を豊かにして、幸福な社会を作ることである」ことを明記する。	本条例では、条例の目的として第1条において鳴門市の目指す姿を明記しており、頂いたご意見の趣旨は含まれていると考えておりますので、本条例では案のとおり表記とさせていただきます。	D
4	他者に対する意見とは、他者との正義の違いを認めた上で他人を尊重し、真理と正義を愛する心と、勤労と責任を重んじる教育から自主的に生み出されるものであることとして条文に明示して欲しい。	本条例では、基本理念として、第3条第2項において「すべての子どもが自らを大切に思う気持ちと他者を大切に思う心を育み、一人ひとりの個性を尊重しながら、自己肯定感とたくましく生きる力を身に付けることができるよう支援されること」と明記しており、頂いたご意見の趣旨は含まれていると考えておりますので、本条例では案のとおり表記とさせていただきます。	D

(3) 条例に記載されている取組等の内容に関する意見と市の考え

No	意見等の概要	市の考え	反映
1	いじめ対策について具体例が全く載っていない。鳴門市では一体どのような施策を講じる予定なのか。	本条例は子どもの権利と子ども子育て支援について理念的な事柄を示す内容となっております。いじめ対策については、「第二期鳴門市教育振興計画」において、「いじめの未然防止と早期対応」に取り組むこととしており、本条例の趣旨も踏まえながら、引き続き取組を進めてまいります。	B
2	個人の最善の利益を追求することの危険性を検討し、子どもには権利の他に義務もあることを説明する。	本条例は子どもの基本的人権の尊重と擁護を基本理念の一つとしております。利害や権利の衝突について子どもが自分だけではなく、他人が持つ権利について理解し、尊重し、守ることを身に付けられるよう、支援	D

		に努めることを本条例の第7条第1項において育ち学ぶ施設の役割として定めていますので、表記については案のとおりとさせていただきます。	
3	差別をする側とされる側の意識は違うことを前提に考え、いじめ解消のために、授業を情報技術で個別のカリキュラムにする等の取組を行う。	本条例では第15条で「いじめ及び体罰の防止等に関する取組」を定めており、市は子どもを守るために必要な施策を講ずるものとしております。いじめ対策については、「第二期鳴門市教育振興計画」において、「いじめの未然防止と早期対応」に取り組むこととしており、本条例の趣旨も踏まえながら、引き続き取組を進めてまいります。頂きました差別やいじめ解消などについての具体策に関するご意見につきましては、今後の学校教育における取組の参考とさせていただきます。	C
4	市の予算配分を明確化しどの世代に配分するのが適切か考える機会を設ける。子どもが教育・子育ての問題点、利点を考え意見を示す機会を設ける。子どもが多様な価値観や問題解決の方法について学び、考え、意見を発表する機会を設けるほか、将来の創業や就業に役立つ取組を行う。	本条例は子どもの権利と子ども子育て支援について理念的な事柄を示す内容となっております。「子どもの参加」については第18条に明記しており、具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえそれぞれ個別の計画等に基づいて実施することとしております。頂きました子どもの社会参加などについての具体策に関するご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
5	子どもの支援とは、健全に市民として活動する大人となることで、安定した生活が欠かせない。「いじめ」の問題や道徳教育を子どもにも考えさせる。	本条例では第15条で「いじめ及び体罰の防止等に関する取組」を定めており、市は子どもを守るために必要な施策を講ずるものとしております。いじめ対策については、「第二期鳴門市教育振興計画」において、「いじめの未然防止と早期対応」に取り組むこととしており、本条例の趣旨も踏まえながら、引き続き取組を進めてまいります。また、鳴門市における子どもの教育方針や目指す人物像については、「鳴門市教育大綱等」において明示することとしており、頂きたいいじめ問題などについての具体策に関するご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
6	優先度や予算割合に理解を求める努力を念頭にした広報活動をすべての施策	本条例は子どもの権利と子ども子育て支援について理念的な事柄を示す	C

	<p>において行なっていたきたい。鳴門市の基本姿勢を市ホームページに掲載、実効性に関するアンケート実施等を検討する。</p>	<p>内容となっており、条例の「推進体制」については第 20 条、「広報及び啓発」については第 21 条に明記しております。具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえながら、市の広報誌や公式ウェブサイト以外にも、SNS や出前授業といった多様な手段で本条例の内容や子どもに関する情報をお知らせできるよう、取組を進めてまいります。頂きました広報啓発等に関するご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	
7	<p>虐待やいじめ、貧困などで子どもたちが苦しむことなく、幸せに安心して生活できる町にして欲しい。</p>	<p>いじめ対策については、「第二期鳴門市教育振興計画」において、「いじめの未然防止と早期対応」に取り組むこととしており、本条例の趣旨も踏まえながら、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>また、本条例では、第 11 条において子どもの貧困やヤングケアラーといった支援が必要な家庭の子どもへの支援を、第 12 条において児童虐待の予防等に関する取組を、第 15 条においていじめ及び体罰の防止等に関する取組を定めています。具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえそれぞれ個別の計画等に基づいて実施することとしており、ご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	C
8	<p>子どもは大人が思っている以上に繊細なので、悩みなどがある子どもが気軽に相談できる場所が必要と思う。子ども食堂も増やして欲しい。</p>	<p>本条例では、第 14 条において子どもの居場所の確保、第 16 条において相談体制の強化について定めており、本条例の趣旨を踏まえながら子どもが気軽に相談できる場所づくりに努めてまいります。</p>	B
9	<p>「子どもを見捨てない」「耳をかたむける」と条例にあるが、子どもと言っても簡単には心を開かない。どのようにして子どもの心を開き子どもを理解して手助けをするつもりなのか少し疑問に思う。</p>	<p>本条例では、第 16 条において、関係機関等が個性や特徴を生かし連携して、子どもが困りごとを安心して相談できる体制の強化について定めています。具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえそれぞれ個別の計画等に基づいて実施することとしておりますが、地域社会で子どもから信頼を得ている方や、児童心理の専門家等の協力を得ることなどが考えられます。頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	C

10	子どもの社会参加がもっと推進されてほしいと思った。	本条例では第18条において「子どもの参加」として、子どもの社会参加と意見表明の機会づくりについて定めております。今後も本条例の趣旨を踏まえ、子どもが社会参加できる取組を進めてまいります。頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
11	特別な支援が必要な子どもに進学などの支援も行って欲しい。	本条例では、第10条において「特別な支援が必要な子どもへの支援」を定めています。「市は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、その他の理由により特別な支援が必要な子どもが合理的な配慮を受け、健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、必要な施策を講ずるもの」としてしております。頂いた進学などの支援に関するご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
12	ヤングケアラー、児童虐待、などの問題を早期に発見できる取組があった方が良いと思う。	本条例では、第11条において子どもの貧困やヤングケアラーといった支援が必要な家庭の子どもへの支援を、第12条において児童虐待の予防等に関する取組を定めています。具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえそれぞれ個別の計画等に基づいて実施することとしており、頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
13	地域社会の役割について、具体例を出して示していくことが大切であり、子どものよい育成をするにあたって基盤のひとつになると思う。	本条例は子どもの権利と子ども子育て支援について理念的な事柄を示す内容となっております。「地域住民等の役割」については第6条に明記しており、具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえそれぞれ個別の計画等に基づいて実施することとしておりますので、本条例の表記については、案のとおりとさせていただきます。	D
14	子どもを育てていく上ではとても良い条例だと思うが、「育ち学ぶ施設」の問題も解消していくべきだと思う。	本条例の内容にご賛同いただき、ありがとうございます。「育ち学ぶ施設」は子どもが生活の多くの部分を過ごす場所であり、本条例においては子どもの成長と学びにおける役割を担う関係者と位置付けております。問題の発生を未然に防ぐため、また仮に発生した場合は問題をでき	B

		るだけ早く解消するために、本条例第 16 条に明記しておりますとおり、子どもの「相談体制の強化」を図り、関係者が協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう施策を推進してまいります。	
15	大人になった時すぐに子どもを守る側になるのは難しいので、子どもを守るとはどういったことなのかを学ぶ又は知る機会が欲しい。	本条例では第 21 条において「広報及び啓発」として、本条例の対象となる子どもと大人に条例の内容が周知され、理解されるために広報及び啓発を行うことについて定めています。具体的な施策の進め方については、本条例の趣旨を踏まえながら、市の広報誌や公式ウェブサイト以外にも、SNS や出前授業といった多様な手段で本条例の内容や子どもに関する情報をお知らせできるよう、取組を進めてまいります。	C

(4) その他具体的な課題及び取組に関する意見と市の考え

子ども・子育て支援に関する個別具体的なご意見全般について			
※ 本条例は、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ継続的に推進するための基本姿勢を示すものと位置づけており、理念的な内容となっております。頂いたご意見の趣旨が条例に含まれているもの、また、今後の取組の参考とさせていただくものもありますが、基本的には、個別の具体的な事業等については、それぞれ個別の計画等に基づいて実施することとしております。			
No	意見等の概要	市の考え	反映
1	保育園、幼稚園の副食費が要らないのは助かるが、急に小学校になったら全て負担はどうかと思う。中学まで給食費無料にした方が良くはないか。	鳴門市内の学校給食では、給食の食材及び調理にかかる燃料費を給食費として保護者に負担いただいております。頂きました給食費についてのご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
2	部落差別について、学校でも差別が起きないように配慮がされているのかどうか、気になっている。	本条例では、前文において、子どもが差別を受けず成長し生きる権利の尊重について定めており、子どもが成長する環境において差別が無いことが重要であると考えております。市民に対し、「人権尊重のまち なる」との実現に向け、人権意識の高揚に資するための教育・啓発施策を実施しており、特に学校においては、体験的学習を重視した人権教育を推進し、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決する確かな人権教育に取り組んでおります。このことから、頂いたご意見の趣旨は含まれていると考えておりますので、本条例に基づき、取組を推進してまいります。	B
3	鳴門市では幼稚園年中の歳になったら保育園を卒園して幼稚園に入りなおすこと	本条例では、第 9 条第 4 項において担当部局の一元化をはじめとした幼保一元化の取組により小学校への円滑な接続はもとより、就学前から切れ目のない質の高い教育又は保育を提供するよう市の施策を進めることを定めています。頂きました就学前保育・教	C

	<p>が多いが、他の自治体では保護者が特別に希望しない限りは小学校に入学するまで保育園にいる場合が多いと思う。</p>	<p>育の在り方に関するご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>また、市では、本市が育てたい子どもの姿を共有し、施設間・保育者間の共通理解・連携を図るとともに、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設形態によらず、公私立すべての就学前教育・保育施設から小学校へのより円滑な接続の実現を図るための基本となる「鳴門市就学前教育・保育モデルカリキュラム」を策定しており、現状として、幼稚園から小学校への接続が多い状況ですが、一律に幼稚園からの接続を求めているものではありません。</p>	
4	<p>1学年に1-2クラスしかない小規模な小学校が多く、メンバーが変わらず人間関係が複雑になり、いじめの発生や激化の可能性もある。教員数も必要で非効率と思うので、1学年3クラス以上になるように統廃合を進められないか。</p>	<p>本学校の統廃合については、「第二期鳴門の学校づくり計画」において、適正規模や適性配置の考え方など学校再編についての基本方針を示しております。本市では、計画に基づき、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備し、より質の高い教育を推進するため、児童生徒数や地理的な条件など、各学校の状況を見定めた学校再編を行うこととしております。</p>	C
5	<p>高校の通学区域制をどうかして欲しい。鳴門に住んだことを後悔し子どもにも申し訳なく悲しく思っている。</p>	<p>高等学校の通学区域制の在り方については、市として以前より課題と考え、徳島県教育委員会に見直しを求める要望等を行い、一部見直しが行われておりますが、引き続き課題解決に向けて取り組むこととしております。</p>	C
6	<p>街灯が少なく夜暗い道がある。危ないので足元を明るくしてほしい。</p>	<p>市内の道路に設置されている街灯には、防犯灯と道路照明灯の2種類があります。防犯灯の設置は地元の自治会、道路照明灯の設置は市役所の土木課が所管しています。どちらも設置にあたっての条件がありますので、具体的な設置希望場所がありましたら、市役所までご相談ください。</p>	C
7	<p>子どもの通行の安全のために道路の舗装がデコボコになっているところを補修して欲しい。枯葉などで通りにくい場所を清掃して欲しい。</p>	<p>鳴門市では、道路の不具合や異常な箇所を発見した時に、スマートフォン等を利用して、その場から気軽に通報できるサービス(道路の不具合通報システム)を実施しています。いつでも通報でき、通報者の個人情報(お名前や電話番号)は必要ありません。道路が陥没している、道路側溝が詰まっている、木が倒れているといった情報をお知らせください。市の公式ウェブサイトに通報サイトのQRコードを掲載しています。直接URLを入力する場合は下記のURLをご利用ください。</p> <p>https://logofrom.jp/form/ZpQE/13815</p>	C
8	<p>子育てをするための給付金を増やして欲しい。</p>	<p>本市では、令和4年度から7年度までの4年間を「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置づけ、結婚・新生活、妊娠・出産、就学前から高校、住宅取得の各ステージの子育て世代を包括的にサポートする「なるとまるごと子育て応援パッケージ事業」をスタートしています。子育て世帯への金銭的支援も多数あり、市外から鳴門市へ移住を考えている方にも利用できる項目がございます。今後も本事業をより充実させていきたいと考えております。事業内容につきましては、様々な広報媒体でお知らせして参</p>	C

		りますとともに、下記 URL から市の公式ウェブサイトの専用ページもご参照いただきますようお願いいたします。 https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/kodomo/package/	
9	大型商業施設が少ないので買い物できる場所が欲しい。 子どもが安全に遊べる施設や友達と遊ぶことができる娯楽施設が欲しい。もっと遊ぶところがあれば鳴門に来たいと思う。	商業施設の誘致や娯楽施設の整備につきましては、徳島県等の行政や商工会議所等の関係機関と連携し、頂いたご意見も今後の取組の参考とさせていただきます。	C
10	公園にある遊具の種類を多くして欲しい。	公園の遊具につきましては、地元住民等の意見もうかがうとともに、頂いたご意見も今後の取組の参考とさせていただきます。	C
11	男性保育士をもっと増やす。	本条例では、第9条第4項において担当部局の一元化をはじめとした幼保一元化の取組により小学校への円滑な接続はもとより、就学前から切れ目のない質の高い教育又は保育を提供するよう市の施策を進めることを定めています。保育士は性別によらず、多様な人材を活用することで質の高い保育が提供できると考えております。	D
12	子どもの通行の安全と交通事故の発生率低減のために信号機の設置や取り締まりの強化をして欲しい。	信号機の設置や交通取り締まりにつきましては、鳴門警察署や徳島県公安委員会等と連携し、頂いたご意見も参考とさせていただきます、今後の取組の参考とさせていただきます。	C
13	市内の学校に通学する生徒が資格や検定を受験する際の受験料補助を検討して欲しい。	資格や検定の受験料補助につきましては、頂いたご意見を今後の子どもの学力向上のための取組の参考とさせていただきます。	C
14	汽車の本数増加、市外にアクセスできるバスなど、子どもでも利用できる公共交通機関を充実して欲しい。	鉄道やバスといった公共交通機関の充実につきましては、JR 四国や徳島バス等と連携し、頂いたご意見も今後の取組の参考とさせていただきます。	C
15	子どもはぐくみ医療費助成制度の対象を18歳まで延長して欲しい。	本市では、令和4年度から7年度までの4年間を「子育て世帯定住促進施策の集中実施期間」と位置づけ、結婚・新生活、妊娠・出産、就学前から高校、住宅取得の各ステージの子育て世代を包括的にサポートする「なるとまるごと子育て応援パッケージ事業」をスタートしています。 本事業では高校生相当の年代の子どもに対する支援として、子ども一人当たりにつき年間最大3万円を支給する「子育て応援手当」を実施しており、医療費に限らず子育てにかかる費用にご活用いただいております。また「高校生等医療費助成」として、高校生相当の子ども入院にかかった保険診療分の自己負担額の一部を	C

		<p>助成する施策も行っております。</p> <p>本事業の内容につきましては、下記 URL から市の公式ウェブサイトの専用ページに掲載しております。</p> <p>https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/kodomo/package/</p>	
1 6	<p>地域社会で子育てをするために、例えば昔の乳母や子守さんのような制度を創設できないか。</p>	<p>本条例では、子どもを地域社会全体で健やかに育むため、第6条において、子どもに関する地域の環境づくりにおける地域住民等の役割について定めております。頂いたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	C